

# 新富町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取り組みの方針～



平成26年9月

新富町通学路安全検討委員会

## 1. プログラムの目的

平成24年以降、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について協議をしてきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた継続的な取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「新富町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

## 2. 通学路安全対策検討委員会の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全対策検討委員会」を設置しました。本プログラムは、この委員会で検討し、策定しました。

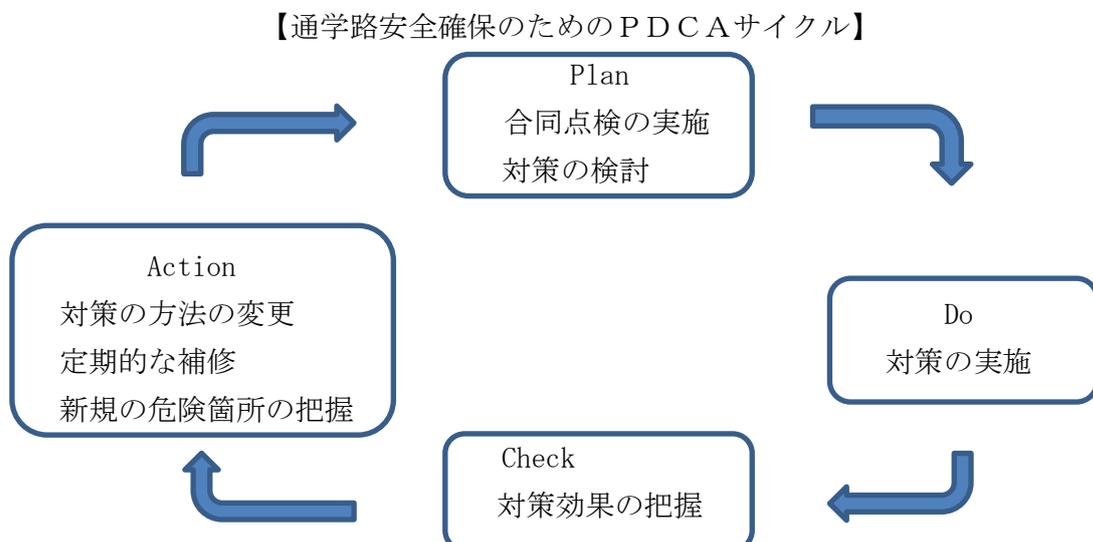
- 新富町教育委員会
- 新富町都市建設課
- 新富町防災基地対策課
- 新富町農業振興課
- 高鍋土木事務所
- 高鍋警察署
- 各小中学校代表者
- 各小中学校PTA代表者

## 3. 取組方針

### (1) 基本的な考え方

継続的な通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行き、対策の改善・充実を進めます。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・町内の小中学校から出された危険箇所について、年1回合同点検を実施します。
- ・実施時期は5月としますが、場合によっては時期を変更して行うこともあります。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全検討委員会において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

教育委員会、学校、保護者、道路管理者、警察等が参加することとします。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、具体的な実施メニューを検討します。

例) 道路改良、道路標示の設置や塗直し、歩行空間に影響のある樹木の伐採や草刈り等

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に安全効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認し、対策の評価・検証を行います。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。また、対策を実施した箇所について継続的な効果を発揮するように、維持・更新に努めます。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

合同点検の結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために学校区ごとの「通学路点検対策一覧表」及び「通学路対策箇所図」を作成し、公表します。

【別添資料】

別添1 平成26年度危険箇所報告

別添2 平成26年9月実施 通学路点検における対策一覧表

別添3 平成26年度 通学路対策箇所図